

個人市民税・県民税 の申告は 3月15日(金)までに

皆さんに納めていただく市税は、学校や幼稚園・保育園・道路・公園・消防・防災など皆さんの生活に密着した、より良い高浜市の市政に欠かすことができないものですので、かならず申告してください。

◆申告をする必要のある方

平成25年1月1日現在で高浜市に住所があり、平成24年中(1月1日～12月31日)に所得のあった方は、申告をする必要があります。

ただし、勤務先から給与と支払報告書の提出のある給与所得のみの方は、申告をする必要はありません。給与所得者でも給与所得以外の所得(配当・不動産・雑・一時・営業・農業などの所得)のある方や年金などの支給を受けている方は、申告をする必要があります。

また、雑損・医療費控除を受ける方は、申告をするときに雑損の内訳・医療費の領収書など、必要書類をかならず持参してください。

◆市内申告会場では、確定申告用紙が届いていない場合でも申告できます

確定申告書は、2月上旬に税務署から送付される予定です。(郵便事情により個々の納税者の方への到着日が異なる場合がありますので、届かない場合は税務署に問い合わせてください)

【注意】平成23年分の確定申告書を、次の方法で提出した方には、確定申告書の送付は行われませんので、了承ください。

- ・電子申告(e-Tax)を利用した方
- ・国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーを利用した方

税務署の申告会場においてパソコンを利用して提出した方
◆出張受付を行います
申告書の出張受付は、日程表のとおりです。

申告期間中は、午前中は大変混雑しますので、午後からの受付をぜひ利用してください。なお、申告書の書き方などをよく読んで、分かるところは事前に記入をしてください。

また、出張受付期間中は、担当職員が各施設へ出向いて不在となります。市役所税務グループでは受付できませんのでご了承ください。

※市役所4階会議室での市内全域を対象にした申告相談受付

は2月18日(月)からですので、まちがいのないようにお願いします。

※土・日曜日、祝日を除く。

◆無料税務相談所の開設

東海税理士会刈谷支部所属の税理士が、税の無料相談を行います。

とき 2月18日(月)～22日(金)

午前9時30分～午後4時

※正午～午後1時の間は、休憩時間となります。

※市役所4階会議室

◆次の方は刈谷税務署で申告してください

所得税の確定申告の義務のある方で次の①～④にあてはまる方は、出張受付会場および市役所の会場では申告受付ができません。直接、刈谷税務署で申告をしてください。

- ① 営業・農業・不動産・株の譲渡・譲渡所得・過年度分申告のある方(確定申告書のB様式の方)
- ② 住宅借入金等特別控除を受ける方(平成24年中に入居し今回初めて住宅借入金等特別控除の申告をする方)
- ③ 個人事業者の消費税および地

所得税の確定申告の義務のある方で次の①～④にあてはまる方は、出張受付会場および市役所の会場では申告受付ができません。直接、刈谷税務署で申告をしてください。

- ① 営業・農業・不動産・株の譲渡・譲渡所得・過年度分申告のある方(確定申告書のB様式の方)
- ② 住宅借入金等特別控除を受ける方(平成24年中に入居し今回初めて住宅借入金等特別控除の申告をする方)
- ③ 個人事業者の消費税および地

方消費税を申告する方

④平成24年中に贈与を受けた方

◆確定申告を行う外国人の方へ

確定申告を行う外国人の方のために申告方法などをホームページに掲載しています。(英語、ポルトガル語、スペイン語)

URL

<http://www.nta.go.jp/nagoya/>

◆個人住民税における寄附金控除の拡大について

これまでの税額控除の対象に加え、所得税法上の認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金のうち、都道府県、市区町村が条例で個別指定した寄附金が追加されました。

この条例で個別に指定された認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金は、住民税の控除の対象となりますが、所得税の控除対象とはなっていないため、住民税の税額控除を受ける場合は、確定申告とは別に高浜市への申告が必要となります。

詳しくは、寄附金先の団体や税務グループに問い合わせてください。

